

修正等を要する部分とその内容（個人市民税）

※（「別添3 変更箇所」については省略）

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	個人市民税			
Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	33	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・個人市民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを窓口で確認している。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。 ・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ・eLTAX（審査システム、国税連携システム）による入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・庁外の「提供」及び庁内での「移転」に当たっては、事前に照会元と協議を行って対象者の情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・個人市民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを窓口で確認している。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の課税対象者と合致するかを確認している。 ・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 （削除） ・庁外の「提供」及び庁内での「移転」（以下「提供等」という。）に相当する情報の入手に当たっては、事前に照会元と協議を行って対象者の情報のみを入手することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務所管課による修正】 ・「Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」に該当する記載のため削除。 ・表記の改善
Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	33	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ・市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式とし、不必要な情報は記載しないようにしている。 ・庁外の「提供」及び庁内での「移転」に当たっては、事前に照会元と協議を行って必要な情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ・市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみ記載する様式とし、不必要な情報は記載しないようにしている。 ・提供等に当たっては、事前に照会元と協議を行って必要な情報のみを提供することに加え、税務システム上のチェックを行い、対象者の不必要な情報の入手を防止している。 ・入手元がeLTAX・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務所管課による修正】 ・表記の改善 ・eLTAXへの登録に係るリスクについて追加

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	個人市民税			
Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	33	<p>・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口（職員による受付など）に限定することで、<u>詐取・奪取が行われないようにしている。</u></p> <p>・e L T A X ・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</p> <p>・e L T A X による入手については、e L T A X 利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。</p>	<p>・紙媒体による入手は、あらかじめ法令、条例等に規定された様式によるため、入手元は必要とされる情報を正確に認識できる。</p> <p>・入手元がeLTAX・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</p> <p>・eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。</p>	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・表記の改善</p>
Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	33	<p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p>	<p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>・職員が収集した情報と突合し、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p>	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・表記の改善</p>
Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	35	<p>【業務共通システム・税務システムにおける措置】</p> <p>・情報システム課にて定期的にユーザ I D やアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</p> <p>・利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限にしたがって、利用可能な処理メニューを提供することができる。</p>	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <p>・情報システム課にて定期的にユーザ I D やアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</p> <p>【税務システムにおける措置】</p> <p>・システム利用管理者が定期的にユーザ I D やアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。</p> <p>・システム利用管理者は、利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限に応じて、利用可能な処理メニューが提供される。</p>	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・表記の改善</p>

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	個人市民税			
Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	36	<p>【千葉市税務システム開発保守サービス契約】</p> <p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 <p>・開発時においては、情報セキュリティ総括責任者・管理者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</p>	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 <p>【千葉市税務システム開発保守サービス契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発時において、情報セキュリティ総括責任者・管理者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 <p>【その他の委託契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び個人情報の管理に関する報告書を提出させ確認している。 	<p>【市民意見による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託の契約形態に応じたリスク対策を記載
Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	36	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を提供する際、委託先に目付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。また、「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。 	<p>【市民意見による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供に関するルールの内容を追加
Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	37	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供について、納税通知書や個人市民税申告書等の発送に当たっては、発送記録を残している。 ・情報の移転について、庁内ネットワークにおいて送信記録のログを取得している。 ・国税連携システムを経由した国税庁への扶養正情報の提供について、送信した日時を記録している。 	<p>【提供について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書や個人市民税申告書等の発送に当たっては、発送記録を残している。 ・国税連携システムを経由した国税庁への扶養正情報の提供及び地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル（本人確認用）の登録については、提供又は登録した日時を記録している。 <p>【移転について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークにおいて送信記録のログを取得している。 	<p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供と移転を区別しやすいうように記載を分ける。 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	個人市民税			
III 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、<u>番号法関係法令で定められた提供先・事項についてののみ行う。</u> ・ 庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで「重要電子情報の利用に関する協議書」を交わし、許可したもののみ行うこととしている。 ・ 委託先等への情報の提供に当たっては、契約書で提供情報や再委託する場合の協議について規定している。 ・ 特定個人情報の提供・移転(以下「提供等」という。)に当たっては、事前に提供等する特定個人情報のリストを作成するなど、情報を限定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の提供等に当たっては、事前に提供等する特定個人情報のリストを作成するなど、情報を限定している。 ・ なお、<u>地方税ポータルセンタへの送信には閉域網であるLGVANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</u> ・ <u>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</u> <p>【提供について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>番号法関係法令で定められた提供先・事項のみを「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」(昭和29年9月20日 自乙府発第195号)に基づいて行う。</u> <p>【移転について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで「重要電子情報の利用に関する協議書」を交わし、許可したもののみ行うこととしている。 ・ <u>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</u> 	<p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供と移転を区別しやすいように記載を分ける。 <p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税ポータルセンタへの送信に係るリスクについて追加 <p>【市民意見による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールの遵守状況の確認方法について追加 <p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先への提供はこの項目の対象外につき削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱いの根拠となる文書について明確化 <p>【市民意見による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールの遵守状況の確認方法について追加
III 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の提供については、納税通知書や個人市民税申告書等の発送に当たっては、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ・ 情報の移転については、データのやり取りについて事前に協議した内容についてのみ、庁内連携システム上でやり取りをしている。 ・ 国税庁への扶養是正情報の提供については、<u>国税連携システム経由のみで提供し、その他の方法では提供しない。</u> 	<p>【提供について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税通知書や個人市民税申告書等の発送に当たっては、定められた様式を使用することにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ・ 国税庁への扶養是正情報の提供については、<u>国税連携システム経由のみ、また、地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル(本人確認用)の登録については、eTAX審査システム経由のみとし、いずれもその他の方法では提供しない。</u> <p>【移転について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データのやり取りについて事前に協議した内容についてのみ、庁内連携システム上でやり取りをしている。 	<p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供と移転を区別しやすいように記載を分ける。 ・ 表記の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	個人市民税			
III 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	38	<p>【誤った情報を提供等するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供等先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、予め定められた仕様に基づく、データ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 庁内の移転については、事前に協議した項目についてのみ移転している。 <p>【誤った相手に提供等するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税通知書・個人市民税申告書については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底している。 地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村の確認を徹底している。 庁内での移転については、協議先にしかな情報を移転しない。 eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、送付先は地方税共同機構に限定されることから、<u>誤った情報を誤った相手に送付することはない。</u>また、送付するデータも予め定められた仕様に基づくデータ連携であるため、<u>誤った情報をやり取りすることはない。</u> 	<p>【誤った情報を提供等するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供等先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、予め定められた仕様に基づくデータ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 庁内の移転項目は事前協議済みのものに限っている。 <p>【誤った相手に提供等するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税通知書・個人市民税申告書については、業務上、送付前に納税義務者・送付先を2人以上で行うなど確認を徹底している。 地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村を2人以上で行うなど確認を徹底している。 庁内での移転先は事前協議済みの部署に限っている。 eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、送付先は地方税共同機構に限定されることから、誤った相手に送付することはない。 	<p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表記の改善 <p>【市民意見による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク対策の記載をより具体的なものに改める。 <p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表記の改善

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	個人市民税			
Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	41	<p>【千葉市における措置】 (略)</p> <p><サーバー室について> (略)</p> <p><区役所等執務室について> (略)</p> <p><その他の対策> (略)</p> <p><電磁的記録媒体の保管について> (略)</p> <p>【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間（計13週間）保存している。</p> <p>【中間サーバー・クラウドプラットフォームにおける措置】 (略)</p>	<p>【千葉市における措置】 (略)</p> <p><サーバー室について> (略)</p> <p><区役所等執務室について> (略)</p> <p><その他の対策> (略)</p> <p><電磁的記録媒体の保管について> (略)</p> <p>【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。</p> <p>【中間サーバー・クラウドプラットフォームにおける措置】 (略)</p>	<p>【事務所管課による修正】 ・退避データの取扱いを実態に合わせて修正</p>
Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	46	平成26年11月19日から平成26年12月18日まで（30日間）	令和元年9月1日から令和元年9月30日まで（30日間）	<p>【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正</p>
Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	46	なし	・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。	<p>【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正</p>
Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 評価書への反映	46	＝	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の部分を中心に評価書を再度見直し、不足している対策を追記した。	<p>【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正</p>